（学校法人）

解散公告（第一回）

　当法人は、令和●年●月●日開催の理事会及び評議員会の議決により令和●年●月●日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門五丁目四番三号

　　　　　　　　　　　　学校法人日本県学園

　　　　　　　　　　　　清算人　日本　太郎

※青の記載部分はお客様の実情にあわせてご記載下さい。

２・３回の公告は当社で作成します。